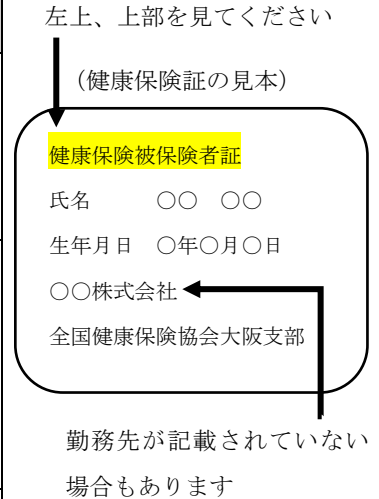


児童手当に係る年金関係書類を提出される方へ

受給者（父母等）が厚生年金に加入されている場合、「年金加入証明書」又は「受給者の健康保険証の写し」の提出が必要でしたが、マイナンバー制度による情報連携により下記のとおり一部の健康保険証をお持ちの受給者の場合、当該書類の添付が省略可能になりました。

※任意継続、被扶養者である場合は、厚生年金に加入していないので年金関係書類は提出不要です。

受給者の健康保険証	年金関係提出書類
健康保険被保険者証	省略可能（提出不要）
船員保険被保険者証	
私立学校教職員共済加入者証	
国民健康保険組合被保険者証	受給者の健康保険証の写し 又は 年金加入証明（下記）
日本郵政共済組合組合員証	
文部科学省共済組合組合員証 ※大学等支部に限る	
共済組合組合員証 ※勤務先が独立行政法人であることが明らかなもの（勤務先の記載がされているもの）	
上記を除く共済組合組合員証	年金加入証明（下記）



年金加入証明願

(事業主) 殿

申請者 住所 岸和田市 _____ 町 _____

氏名 _____

私が、被用者年金に加入していることを証明願います。

年金加入証明

事業所所在地

証明者 事業所名称

代表者又は責任者

年 月 日

上記の申請者は次のとおり被用者年金に加入していることを証明します。

加入制度名	共済組合・厚生年金保険
年金手帳記号番号等	—	※ 加入年月日
		年 月 日

事業主の方へお願い

- これは児童手当を受給するために必要な証明ですので、受給者の方から申請がありましたら証明していただくようお願いします。
- 加入年月日は、貴事業所において厚生年金保険の対象となった日を記入してください。
- この書類について不明な点がありましたら、岸和田市子ども家庭課へお問い合わせ下さい。